

制 定 平成24年4月20日

最終改正 令和 7年4月 1日

「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に存する木造住宅及び京町家等の耐震改修を促進し、安心安全のまちづくりに寄与するため、「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、建築基準法及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であり、建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年7月14日政令第196号）の施行の際（昭和56年6月1日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった建築物であったもの。ただし、京町家等を除く。
- (2) 京町家等 伝統的軸組構法により建築された木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であって、建築基準法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であったものをいう。
- (3) 耐震診断 別表第1（い）欄に掲げるいずれかの方法により、同表（ろ）欄に掲げる者が地震に対する木造住宅又は京町家等の安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震改修設計 地震に対する木造住宅又は京町家等の安全性の向上を目的として行う耐震改修工事の実施のために必要な図書を作成することをいう。
- (5) 本格耐震改修 別表第2（い）欄に規定する工事をいい、耐震改修設計を含むことができる。
- (6) 簡易耐震改修 別表第3（い）欄に規定する工事のうち、市長が別に定める基準を満たすものをいう。
- (7) 防火改修 別表第4（い）欄に規定する工事のうち、市長が別に定める基準を満たすものをいう。
- (8) 耐震シェルター等設置工事 地震による建築物の倒壊等の被害から木造住宅又は京町家等の居住者の生命を保護することを目的として、当該木造住宅又は京町家等の内

部（居住者が日常の大部分を過ごす箇所に限る。）に装置（市長が別に定めるものに限る。）を設置する工事をいう。

- (9) 補助事業 条例第12条第1項の規定による決定の通知を受けて行う、当該通知に係る前4号に規定する工事のことをいう。
- (10) 構造評点 耐震診断の結果を示す指標として、建築物の各階・各方向について、保有する耐力を必要耐力で除して算出した値の最小値をいう。
- (11) 公的機関 災害対策基本法第2条第3号の指定行政機関及び同条第4号の指定地方行政機関並びに地方自治法第1条の3第1項の地方公共団体をいう。
- (12) 下請契約 第5号から第8号に規定する工事を他の者から請け負った建設業を営む者と、他の建設業を営む者との間で当該工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。
- (13) 元請負人 下請契約における注文者で建設業法第2条第3項に規定する建設業者であるものをいう。
- (14) 下請負人 下請契約における請負人をいう。
- (15) 共用通路型の袋路 袋路（その一端のみが道路に接続した道）のうち、その接続する敷地の数が2以上あるもの。ただし、都市計画区域の指定等により建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいるものに限る。

（耐震改修の努力義務）

第3条 本補助金の交付を受けた者は、当該補助金の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）が、補助事業の実施後も構造評点1.0未満相当である場合にあっては、耐震化のための追加措置を講じるよう努めなければならない。

（補助対象建築物）

第4条 補助対象建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存する木造住宅又は京町家等であること。
- (2) 本格耐震改修、簡易耐震改修及び耐震シェルター等設置工事を行う場合は、耐震診断の結果、構造評点が1.0相当未満であること。
- (3) 現に居住の用に供している建築物又は補助事業の完了後速やかに居住の用に供する建築物であること。
- (4) 公的機関が所有する建築物でないこと。
- (5) 公的機関から、耐震改修等に関する同種類別の補助金その他の金銭的給付の交付を受けていない建築物であること。ただし、本要綱、京都市木造住宅耐震改修計画作成要綱（平成30年3月31日廃止）及び京都市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成31年3月31日廃止）に基づく補助金（以下、「本要綱等に基づく補助金」という。）を除く。

（補助事業者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに

該当する者で、補助事業を実施する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者又はその二親等内の親族
 - (2) 補助対象建築物の居住者又はその二親等内の親族
 - (3) 補助対象建築物に居住する予定の者
- (関係権利者の同意)

第6条 補助事業者が補助対象建築物の所有者でない場合は、補助事業者は、補助事業の実施について当該補助対象建築物の所有者の同意を得なければならない。

- 2 補助対象建築物の所有者が複数存在する場合は、補助事業者は、補助事業の実施について所有者全員の同意を得なければならない。
- 3 補助対象建築物に賃借人がある場合にあっては、補助事業者は、補助事業の実施について当該賃借人全員の同意を得る又は当該賃借人に十分に周知したうえで反対の意思を示す者がいないことを確認しなければならない。
- 4 前各項の同意が得られない特別の事情がある場合において、市長がやむを得ないと認めるときは、前各項の規定は適用しない。

(長屋の特例)

第7条 簡易耐震改修、防火改修又は耐震シェルター等設置工事を行う補助対象建築物が長屋であって、当該工事の内容、関係権利者の状況及び本要綱等に基づく補助金を過去に受けた経過等を勘案して市長が適当と認める場合においては、第4条第3号から第5号、第5条、第6条、第11条第7項、第12条並びに第19条第1号中「建築物」とあるのは、「住戸」と、「補助対象建築物」とあるのは、「補助金の交付の対象となる住戸」と読み替えて、第4条第3号から第5号、第5条、第6条、第11条第7項、第12条並びに第19条1号の規定を適用することができるものとする。

(工事施工者の要件)

第8条 補助事業に係る工事請負契約の請負人（下請負人を含む。以下「工事施工者」という。）であって、簡易耐震改修又は防火改修（本格耐震改修に併せて実施する場合を除く。）を施工する者には、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）を含まなければならない。ただし、やむを得ないと市長が認める場合については、この限りでない。

(補助対象費用)

第9条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、第2条第5号から第8号に規定する工事に要する費用とする。

- 2 前項の費用のうち消費税及び地方消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。

(補助事業の要件)

第10条 防火地域又は準防火地域に存する建築物の本格耐震改修を実施する場合は、防火改修工事を併せて実施しなければならない。

- 2 本格耐震改修と簡易耐震改修を併せて実施することはできない。ただし、過去に本要綱等に基づく補助金の交付を受けて、簡易耐震改修に該当する工事を実施した場合における本格耐震改修はこの限りでない。
- 3 耐震シェルター等設置工事は、本格耐震改修（別表第2（い）欄①又は④の工事に限る。）と併せて実施することはできない。

（補助金の額）

第11条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号から得た額を合計した額とする。

- (1) 本格耐震改修 次に掲げる額を比較して、最も少ない額
 - ア 補助対象費用の額に10分の8を乗じて得た額
 - イ 別表第2（ろ）欄に掲げる限度額
 - (2) 簡易耐震改修 別表第3（い）欄に掲げる工事種別ごとに、次に掲げる額を比較して、最も少ない額とする。ただし、工事種別ごとに算出した補助金の額の合計が別表第3（は）欄に掲げる額を超える場合は、その額とする。
 - ア 工事種別ごとの補助対象費用の額に10分の8を乗じて得た額
 - イ 工事種別ごとの別表第3（ろ）欄に掲げる限度額
 - (3) 防火改修 別表第4（い）欄に掲げる工事種別ごとに、次に掲げる額を比較して、最も少ない額とする。ただし、工事種別ごとに算出した補助金の額の合計が別表第4（は）欄に掲げる額を超える場合は、その額とする。
 - ア 工事種別ごとの補助対象費用の額に10分の8を乗じて得た額
 - イ 工事種別ごとの別表第4（ろ）欄に掲げる限度額
 - (4) 耐震シェルター等設置工事 次に掲げる額を比較して、最も少ない額
 - ア 補助対象費用の額に10分の8を乗じて得た額
 - イ 400,000円
- 2 前項各号の規定に基づき算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を交付しないものとする。
 - 3 補助対象建築物が建物の区分所有等に関する法律の適用を受ける長屋である場合においては、住戸ごとに前2項の規定を適用して補助金の額を算出することができるものとする。ただし、全ての住戸の所有者が同じである場合はこの限りでない。
 - 4 補助対象建築物が第7条の特例の適用を受ける長屋である場合においては、住戸ごとに第1項及び第2項の規定を適用して補助金の額を算出することができるものとする。ただし、その住戸数が5を超える場合における補助金の額は、第1項に規定する補助金の額に5を乗じ、住戸数で除した額とする。
 - 5 補助対象建築物が共用通路型の袋路に接する場合であつて、当該袋路に立ち並ぶ他の建築物と同時期に本格耐震改修（別表第2（い）欄④の工事に限る。）を実施する場合に

あつては、第1項に規定する補助金の額に1棟当たり50万円を加算することができる。
ただし、当該袋路に接する建築物のうち複数を所有する者が補助事業者となる場合にあっては、当該補助事業者が所有する複数の建築物を1棟とみなして加算額を算出する。

6 前項の適用を受ける場合、後に実施する本格耐震改修は、先に実施する本格耐震改修が完了する前に着手するものでなければならない。

7 補助対象建築物が過去に本要綱等に基づく補助金の交付を受けている場合における、補助金の額については、第1項の規定を次の各号に掲げる区分に応じて読み替えて算出する。ただし、同一の工事種別に該当する工事の取扱いについては、市長が別に定める。

(1) 本格耐震改修 別表第2(ろ)欄に掲げる限度額を、当該額から過去に交付を受けた本要綱等に基づく補助金(防火改修に係る補助金を除く。)の額を減じた額に読み替える。

(2) 簡易耐震改修 別表第3(は)欄に掲げる額を、当該額から過去に交付を受けた簡易改修に該当する工事に係る補助金の額を減じた額に、別表第3(ろ)欄に掲げる限度額を、当該額から過去に交付を受けた同一の工事種別に該当する工事に係る補助金の額を減じた額に読み替える。

(3) 防火改修 別表第4(は)欄に掲げる額を、当該額から、過去に交付を受けた防火改修に該当する工事に係る補助金の額を減じた額に、別表第4(ろ)欄に掲げる限度額を、当該額から過去に交付を受けた同一の工事種別に該当する工事に係る補助金の額を減じた額に読み替える。

(4) 耐震シェルター等設置工事 400,000円を、400,000円から過去に交付を受けた耐震シェルター設置工事に係る補助金の額を減じた額に読み替える。

(交付の申請)

第12条 条例第9条の規定による申請(以下「交付申請」という。)は、市長が別に定める期日までに、交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認める書類については、この限りでない。

(1) 付近見取図

(2) 補助対象建築物の建築時期を確認できる書類

(3) 申請者が第5条の規定に適合する者であることを証する書類(交付申請書の提出時において3箇月以内に証明されたものに限る。)

(4) 補助金額算出書(第2号様式)

(5) 補助事業に着手する前の状況を示す写真(補助対象建築物の全景写真)

(6) 補助対象建築物の現状図面(縮尺100分の1程度)

(7) 補助対象建築物の改修後図面(縮尺100分の1程度)

(8) 本格耐震改修を行う場合は、耐震改修計画書(第3号様式)

(9) 本格耐震改修を行う場合は、耐震改修後の耐震診断書

(10) 本格耐震改修を行う場合は、耐震改修計画作成者が所定の講習を修了したこと又は

建築士であることを証する書面（ただし、京都市木造住宅耐震診断士又は京都市京町家耐震診断士が耐震改修計画作成者である場合を除く。）

(11) その他市長が必要と認める書類

2 耐震改修設計を含む本格耐震改修を行う場合にあっては、前項第5号に掲げる書類に記載する費用を耐震改修設計に係る費用のみとし、第8号から第10号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 市長は、交付申請書が提出された日から30日以内に補助金の交付及び交付予定額を決定するものとする。ただし、当該期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、同期間を延長することができる。

4 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を文書により申請者に通知するものとする。

（補助事業の履行）

第13条 補助事業（契約の締結を含む。）は、交付決定の通知を受けた日以後でなければ着手してはならない。

2 補助事業者は、市長が別に定める期日までに、条例第18条の規定による報告（以下、「完了実績報告」という。）を行わなければならない。

3 本格耐震改修を行う場合で、前項に規定する期日までに補助事業を完了する見込みがないときは、補助事業者は、次条第2項の規定による変更承認の申請を行わなければならない。この場合において、市長は、理由及び予算の執行状況を勘案し、やむを得ないと認めた場合に限り、前項の規定にかかわらず、完了実績報告を行う期日を延長することができる。

4 耐震改修設計を含む本格耐震改修を行う場合、補助事業者は、耐震改修設計の完了後、耐震改修計画書（第3号様式）に記入した改修内容に係る工事に着手する日までに、耐震改修設計報告書（第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象建築物の改修後図面（縮尺100分の1程度）

(2) 耐震改修計画書（第3号様式）

(3) 補助金額算出書（第2号様式）

(4) 耐震改修後の耐震診断書

(5) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、補助事業者から前項の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、耐震改修計画が適正と認めるときは、速やかに、工事着手を承認する旨を文書により補助事業者に通ずるものとする。

6 耐震改修設計を含む本格耐震改修を行う場合、補助事業者は、前項で規定する承認の通知を受けた後でなければ第4項に規定する工事に着手してはならない。

（変更又は中止等の承認）

第14条 補助事業者は、交付決定後、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長と変更内容又は中止若しくは廃止について協議しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、完了実績報告の前に、前条第3項に規定する期日の変更をしようとするときは、市長が別に定める期日までに、変更承認申請書（第5号様式）に変更内容に関する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次に定める軽微な変更の場合はこの限りでない。

- (1) 工事種別ごとの交付予定額に変更を生じない工事内容及び経費の配分の変更
- (2) 工事施工者の変更
- (3) 補助事業者の住所の変更
- (4) 代理人の変更
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 補助事業者は、補助対象工事を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（第6号様式）を提出しなければならない。

4 市長は、前2項の規定による申請があった場合において、当該申請を認める場合は、文書により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（現場検査）

第15条 市長は、補助事業の履行確認に必要な限度において、補助対象建築物に立ち入って検査を行うことができるものとする。

2 市長は、検査の結果、工事が適切に行われていないと認める場合は、適切に行われるよう補助事業者又は工事施工者に指示することができるものとする。

（完了実績の報告）

第16条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実績報告書（第7号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認める書類については、この限りでない。当該年度における報告期日は市長が別に定める。

- (1) 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類の写し
- (2) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (3) 簡易耐震改修又は防火改修を行う場合、下請契約に係る契約書又はこれに代わる書類の写し（第8条の規定に適合する工事施工者が下請負人のみである場合に限る。）
- (4) 補助事業の着手前、実施中及び完了後の状況を示す写真（工事部位ごとの写真）及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面（縮尺100分の1程度）
- (5) 軽微な変更がある場合は、その内容が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の決定）

第17条 市長は、前条の規定により、実績報告書が提出された日から30日以内に交付額

の決定をするものとする。ただし、当該期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、同期間を延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付額を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を文書により申請者に通知するものとする。

(請求)

第18条 補助事業者は、条例第19条の規定による交付額の決定の通知を受けた日から30日以内に補助金請求書(第8号様式)により補助金の請求を行わなければならない。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、次に掲げるいずれかの事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 補助対象建築物について建築基準法に違反する事実が明らかとなったとき。
- (2) 補助事業の実施内容が申請内容と異なると市長が認めたとき。
- (3) 補助事業者が第15条第2項の規定に基づく指示に従わなかったとき又は補助事業を実施しなかったとき。
- (4) 補助事業者が第14条第2項に規定する期日までに変更承認申請を行わなかったとき。
- (5) 補助事業者が第13条第2項又は第3項に規定する期日までに完了実績報告を行わなかったとき。
- (6) 補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。
- (7) この要綱に定める補助要件を欠くに至ったとき。
- (8) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でなくなつたと市長が認めたとき。

(事務委託)

第20条 市長は、第12条第1項に規定する交付申請書の受付及び第15条第1項に規定する検査その他補助金の交付に関する事務を適当と認める者に委託できるものとする。

(報告の徴収)

第21条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、補助事業者又は工事施工者に対し、当該補助事業の実施状況等に関し報告をさせることができる。

(補則)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前の事前協議済通知に係る補助対象工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第11条第2項の規定による事前協議済通知を受けた補助対象工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第11条第2項の規定による事前協議済通知を受けた補助対象工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第11条第2項の規定による事前協議済通知を受けた補助対象工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第11条第2項の規定による事前協議済通知を受けた補助対象工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の別表第1(い)欄③に掲げる方法により、地震に対する京町家等の安全性を評価した耐震改修設計に基づき実施する本格耐震改修については、別表第2(い)欄に規定する工事種別の判断は、改正前の別表第1(い)欄③に掲げる方法によるものとする。この場合においては、第12条第1項に規定する交付申請の際に、耐震改修設計に係る契約書を市長に提出するものとする。ただし、京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第29条第1項の規定による耐震改修基本計画作成結果報告書を作成した者が、書面による契約を交わさずに耐震改修設計を行った場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第 1 2 条第 4 項、第 1 3 条第 5 項及び第 1 4 条第 4 項の規定による通知を受けた補助対象工事については、なお従前の例による。

別表第1（第2条第3号関係）

	(い) 耐震診断の方法	(ろ) 耐震診断を実施する者の要件
木造住宅	① 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添をいう。以下「国指針」という。）の第1第1号及び第3号に基づく方法 ② 国指針の第1本文ただし書の規定に基づき国土交通大臣が認めた木造住宅の耐震診断の方法	① 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条に規定する耐震診断資格者（木造耐震診断資格者講習（一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づくものに限る。）を修了した者に限る。）
	③ 一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部発行の「伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル（第3版）」に基づく限界耐力計算による耐震診断の方法	② 建築士法第2条第1項に規定する建築士
京町家等	④ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく精密診断法（限界耐力計算による方法に限る。）	③ 木造住宅（ろ）欄①に規定する者
	⑤ 木造住宅（い）欄③に規定する方法	④ 木造住宅（ろ）欄②に規定する者

備考

- 別表第2（い）欄⑥に掲げる工事種別に該当する場合で、耐震改修工事として屋根の軽量化工事のみを行う場合については、別表第1（い）欄①又は②の手法とすることができる。

別表第2（第2条第5号、第11条第1項関係）

	(い) 工事種別	(ろ) 限度額
木造住宅	① 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果 1.0未満であり、耐震改修後1.0以上となる 耐震改修工事	2,000,000円／棟
	② 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果 0.7未満であり、耐震改修後0.7以上1.0 未満となる耐震改修工事	1,000,000円／棟
	③ 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果 1.0未満であり、耐震改修後の構造評点が従前 よりも向上する耐震改修工事（劣化した部分の修 繕のみを行う箇所に係るものを除く。）	800,000円／棟
京町家等	④ 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果 1.0相当未満であり、耐震改修後1.0相当以 上となる耐震改修工事	3,000,000円／棟
	⑤ 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果 0.7相当未満であり、耐震改修後0.7相当以 上1.0相当未満となる耐震改修工事	1,500,000円／棟
	⑥ 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果 1.0未満であり、耐震改修後の構造評点が従前 よりも向上する耐震改修工事（劣化した部分の修 繕のみを行う箇所に係るものを除く。）	1,000,000円／棟

備考

- 1 耐震診断は、別表第1（い）欄に掲げるいずれかの手法で、同表（ろ）欄に掲げる者が行うこと。
- 2 京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第29条第1項の規定による耐震改修基本計画作成結果報告書は、耐震改修後の耐震診断書として使用することができない。
- 3 補助対象建築物が建物の区分所有等に関する法律の適用を受ける長屋である場合においては、（ろ）欄中「円／棟」を「円／戸」と読み替えて適用する。

別表第3（第2条第6号、第11条第1項関係）

	(い) 工事種別	(ろ) 限度額	(は) 限度額
木造住宅	① 屋根を軽量化する工事、又は、建築物の屋根構面の水平構面を構造用合板等の設置により強化する工事	200,000円/棟	400,000円/棟
	② 建築物の2階の床組若しくは小屋組を構造用合板等の設置により強化する工事	50,000円/棟	
	③ 土台・柱・筋交い・梁など（既存の部材に限る。）の端部を金物で緊結する工事	50,000円/棟	
	④ 根継ぎ等により、土台又は柱等の劣化、蟻害を修繕する工事、又は、有筋の基礎を増設する工事	100,000円/棟	
京町家等	⑤ 屋根を軽量化する工事、又は、建築物の屋根構面の水平構面を構造用合板等の設置により強化する工事	300,000円/棟	600,000円/棟
	⑥ 建築物の2階の床組若しくは小屋組を構造用合板等の設置により強化し、又は杉板等により補修する工事	100,000円/棟	
	⑦ 土壁を修繕する工事	100,000円/棟	
	⑧ 土台又は柱等の劣化、蟻害を修繕する工事、礎石等の基礎を補修する工事、又は、柱脚部に足固め、根がらみを設置する工事	100,000円/棟	

備考

- 1 屋根の軽量化とは、屋根を葺き替える工事であって、非常に重い屋根（土葺瓦）から重い屋根（桟瓦葺等）若しくは軽い屋根（金属板等）に葺き替えるもの又は重い屋根（桟瓦葺等）から軽い屋根（金属板等）に葺き替える工事をいう。
- 2 補助対象建築物が建物の区分所有等に関する法律の適用を受ける長屋である場合においては、(ろ) 欄及び(は) 欄中「円/棟」を「円/戸」と読み替えて適用する。
- 3 補助対象建築物が第7条の特例の適用を受ける長屋である場合においては、(ろ) 欄及び(は) 欄中「円/棟」を「円/戸」と読み替えて適用する。ただし、その住戸数が5を超える場合における補助金の額は、(ろ) 欄及び(は) 欄に規定する補助金の額に5を乗じ、住戸数で除した額とする。

別表第4（第2条第7号、第11条第1項関係）

(い) 工事種別		(ろ) 限度額	(は) 限度額
木造住宅	① 軒裏の防火改修工事	200,000円/棟	400,000円/棟
	② 開口部の防火改修工事	15,000円/m ²	
	③ 長屋の界壁の防火改修工事	200,000円/棟	
	④ 外壁の防火改修工事	200,000円/棟	
	⑤ 感震ブレーカーの設置工事	50,000円/棟	
	⑥ 木製防火雨戸の設置工事	50,000円/m ²	
京町家等	⑦ 軒裏の防火改修工事	200,000円/棟	600,000円/棟
	⑧ 開口部の防火改修工事	15,000円/m ²	
	⑨ 長屋の界壁の防火改修工事	200,000円/棟	
	⑩ 外壁の防火改修工事	200,000円/棟	
	⑪ 感震ブレーカーの設置工事	50,000円/棟	
	⑫ 木製防火雨戸の設置工事	50,000円/m ²	

備考

- 1 補助対象建築物が建物の区分所有等に関する法律の適用を受ける長屋である場合には、(ろ) 欄及び(は) 欄中「円/棟」を「円/戸」と読み替えて適用する。
- 2 補助対象建築物が第7条の特例の適用を受ける長屋である場合には、(ろ) 欄及び(は) 欄中「円/棟」を「円/戸」と読み替えて適用する。ただし、その住戸数が5を超える場合における補助金の額は、(ろ) 欄及び(は) 欄に規定する補助金の額に5を乗じ、住戸数で除した額とする。